

2. 60歳以降の退職給付保険の保険料について

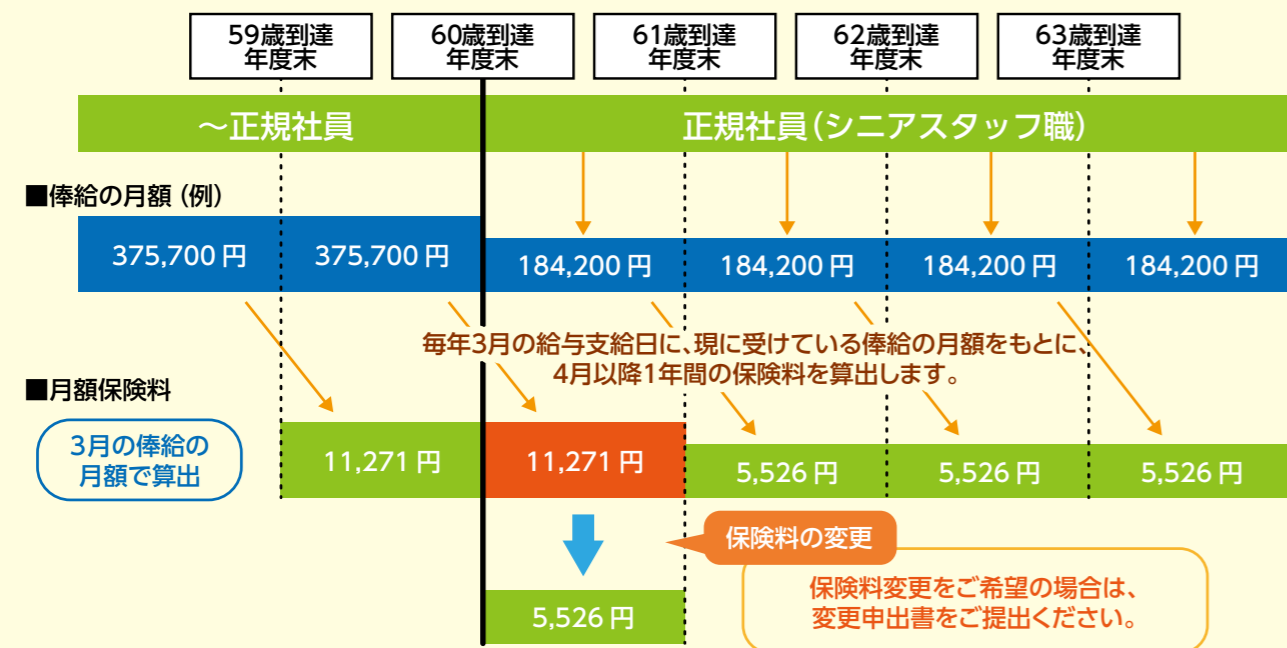
退職給付保険の保険料は、毎年3月の給与支給日に、現に受けている俸給の月額(基本給月額)をもとに、4月以降1年間の保険料が算出されます。

このため、役職定年を迎えるご加入者さまの場合、役職定年後最初の1年間は役職定年前の俸給に基づき算出された保険料を払い込みいただくことになります。

なお、4月以降に降給する場合は、ご加入者さまからの申し出により、降給後の俸給の月額をもとにした保険料に変更することができます。

■ 保険料の算出方法

※役職定年後、シニアスタッフ職になった場合(俸給の月額は想定額)



よくある質問 (FAQ)

Q1. 月額保険料を変更するにはどのような手続きが必要ですか。

A1 「基本給月額変更申出書」のご提出をお願いします。役職定年を迎えられるご加入者さまには、60歳到達年度内にご案内を送ることを予定しています。

3. 60歳以降の災害保険・社員援護保険の取り扱いについて

60歳以降の勤務形態(正規社員または再雇用職)を問わず、災害保険及び社員援護保険に継続してご加入いただけます^(※)。なお、保険料の払い込みについては、正規社員の方は引き続き給与控除、再雇用職の方はご指定のゆうちょ銀行口座からの自動引落(年払または半年払)となります。

※社員援護保険の新規加入、増口、本人型から夫婦型への加入替えは、加入日または更新日における年齢が満60歳未満の場合に限ります。

詳しくは、郵政福祉までお問い合わせください

日本郵政グループ65歳定年制の導入に伴う重要なお知らせ

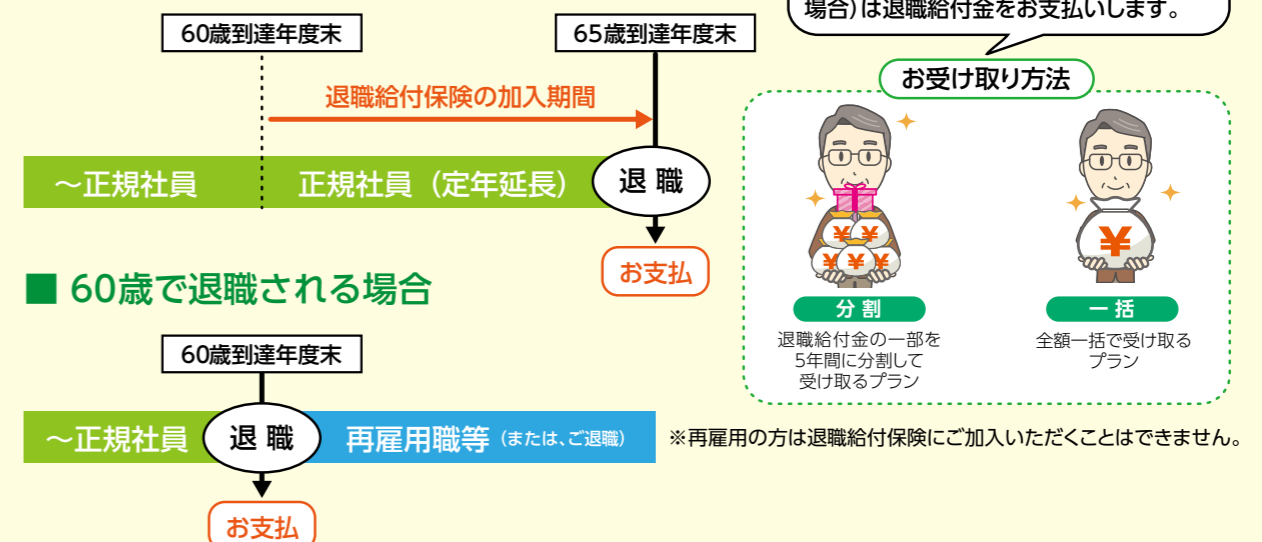
1. 退職給付保険ご加入者さまへの退職給付金のお支払いについて

2021年3月末から、定年退職年齢が65歳に延長されますが、退職給付保険のご加入者さまにお受け取りいただく退職給付金は、普通保険約款にてお約束のとおり、ご退職時のお支払いとなります。

よって、60歳以降も正規社員として勤務されるご加入者さまは、引き続き退職給付保険をご継続していただき、退職時に退職給付金をお支払いします。

なお、60歳以降64歳までの間に退職再雇用を選択された場合は、ご退職の時点で退職給付金をお支払いします。

■ 60歳以降も正規社員として勤務される場合



よくある質問 (FAQ)

Q1. ゆうイング(退職給付保険)に加入しています。定年延長に際して特別な手続きは必要ですか。

A1 特別な手続きは必要ありません。継続してご加入いただけます。退職される場合は、退職給付金のご請求をお願いします。

Q2. 60歳過ぎてからでもゆうイング(退職給付保険)に加入できますか。

A2 正規社員であれば、年齢に関係なくご加入いただけます。

Q3. 定年延長後も契約者貸付を利用できますか。

A3 退職給付保険のご加入者さまは、契約者貸付をご利用いただけます。なお、貸付申込時には審査がありますので、詳しくは各地方本部にお問い合わせください。

Q4. 定年延長後も保険料払込特別中断制度を利用できますか。

A4 通算して5年以内に限り保険料の払い込みを中断することができます。なお、現在特別中断中、または過去に特別中断された方であっても、特別中断期間は通算5年が上限となりますのでご注意ください。